

○温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）（抄）（第一条関係）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（登録の申請） 第十二条 法第十九条第二項の申請者には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の申請） 第十二条 法第十九条第二項の申請者には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 （略）</p>